

## 労働者派遣法に基づく情報提供（本社）

### サンワコムシスエンジニアリング株式会社について

#### ●事業運営に関する事項について

社名 : サンワコムシスエンジニアリング株式会社 本社  
所在地 : 141-0022 東京都品川区東五反田2-17-1  
設立 : 1947年9月 資本金 : 36億円  
代表者 : 代表取締役社長 大内 宏之  
事業内容 : 一般人材派遣事業（派13-309664）  
事業所数 : 1事業所

#### ●派遣事業について（労働者派遣事業報告書、2023年6月1日現在の状況報告より）

- ①派遣労働者の数 : 10人  
②派遣先の数 : 7社  
③マージン率 : 14.7%  
④教育訓練に関する事項 : スキルアップ研修、資格取得研修、セキュリティ研修、コンプライアンス研修  
（教育訓練に関する費用の自己負担はございません。）  
⑤労働者派遣に関する料金額の平均 : 1日7.5時間あたり31,031円  
⑥派遣労働者の賃金額の平均 : 1日7.5時間あたり26,458円  
⑦福利厚生に関する事項 : 健康保険、ラフォーレ倶楽部、定期健康診断、厚生年金、  
交通費支給、人間ドック補助（35歳以上）、資格支援補助

### マージン率について（2022年度実績）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金額の平均}31,031\text{円} - \text{派遣労働者の賃金額の平均}26,458\text{円}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均}31,031\text{円}} \times 100\% \approx 14.7\%$$

※マージンに含まれる費用として会社が負担する健康保険・厚生年金・労働保険の費用となる社会保険料が含まれております。

### 労働者派遣制度の概要について

労働者派遣とは、いわゆる「労働者派遣法」に基づき、事業運営が実施されており、「派遣元事業主（派遣会社）が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させること」をいいます。雇用関係は皆さんと派遣元事業主との間にあり、お仕事に関する指揮命令者は皆さんと派遣先との間にあります。

労働者派遣法は、雇用主である派遣会社（派遣元）と、実際に終業する会社（派遣先）が別になります。お給料を支払うのは、派遣会社（派遣元）です。

### 労使協定の概要について

当社は労使協定を締結しています。

有効期間：2024年4月1日～2026年3月31日

対象となる派遣労働者の範囲：一般事務およびエンジニア(情報処理・通信技術者)に従事する従業員

## 労働者派遣法に基づく情報提供（九州支店）

### サンワコムシスエンジニアリング株式会社について

#### ●事業運営に関する事項について

社名 : サンワコムシスエンジニアリング株式会社 九州支店  
所在地 : 812-0044 福岡県福岡市博多区千代2-15-12  
設立 : 1947年9月 資本金 : 36億円  
代表者 : 代表取締役社長 大内 宏之  
事業内容 : 一般人材派遣事業（派13-309664）  
事業所数 : 1事業所

#### ●派遣事業について（労働者派遣事業報告書、2023年6月1日現在の状況報告より）

- ①派遣労働者の数 : 2人  
②派遣先の数 : 2社  
③マージン率 : 15.0%  
④教育訓練に関する事項 : スキルアップ研修、資格取得研修、セキュリティ研修、コンプライアンス研修  
（教育訓練に関する費用の自己負担はございません。）  
⑤労働者派遣に関する料金額の平均 : 1日7.5時間あたり36,492円  
⑥派遣労働者の賃金額の平均 : 1日7.5時間あたり31,000円  
⑦福利厚生に関する事項 : 健康保険、ラフォーレ倶楽部、定期健康診断、厚生年金、  
交通費支給、人間ドック補助（35歳以上）、資格支援補助

### マージン率について（2022年度実績）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金額の平均}36,492\text{円} - \text{派遣労働者の賃金額の平均}31,000\text{円}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額}36,492\text{円}} \times 100\% \approx 15.0\%$$

※マージンに含まれる費用として会社が負担する健康保険・厚生年金・労働保険の費用となる社会保険料が含まれております。

### 労働者派遣制度の概要について

労働者派遣とは、いわゆる「労働者派遣法」に基づき、事業運営が実施されており、「派遣元事業主（派遣会社）が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させること」をいいます。雇用関係は皆さんと派遣元事業主との間にあり、お仕事に関する指揮命令者は皆さんと派遣先との間にあります。

労働者派遣法は、雇用主である派遣会社（派遣元）と、実際に終業する会社（派遣先）が別になります。お給料を支払うのは、派遣会社（派遣元）です。

### 労使協定の概要について

当社は労使協定を締結しています。

有効期間：2024年4月1日～2026年3月31日

対象となる派遣労働者の範囲：一般事務およびエンジニア(情報処理・通信技術者)に従事する従業員